

○長井市給食共同調理場設置条例

昭和42年3月30日

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、長井市立小学校及び中学校並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校の学校給食、並びに児童福祉法（昭和32年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設等の給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として、給食共同調理場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長井市給食共同調理場
- (2) 位置 長井市寺泉2998番地2

(職員)

第3条 長井市給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）に場長、その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第4条 共同調理場における学校給食の運営を適正かつ円滑にならしめるため、長井市学校給食運営委員会を置く。

(給食費の徴収)

第5条 給食費として実費を徴収する。

(施行規定)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

—略—

附 則（令和3年3月23日条例第5号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○長井市給食共同調理場設置条例施行規則

昭和42年7月21日

(目的)

第1条 この規則は、長井市給食共同調理場設置条例（昭和42年長井市条例第25号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 長井市給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）に、業務係を置き、次に掲げる業務を行う。

業務係

- イ 学校給食運営委員会に関すること。
- ロ 学校給食関係職員の研修に関すること。
- ハ 歳入歳出予算、経理に関すること。
- ニ 公印、諸法規、その他備品の管理に関すること。
- ホ 文書の収発に関すること。
- ヘ 学校給食計画、栄養管理、調理師の指導に関すること。
- ト 学校給食の献立作成に関すること。
- チ 学校給食に要する食品材料の発注及び検収に関すること。
- リ 学校給食の調理及び運搬に関すること。
- ヌ 学校給食に係る食器具の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- ル 調理機材器具の整備点検に関すること。
- ヲ その他共同調理場の運営に関すること。

(職員)

第3条 共同調理場に場長及び係長を置く。

- 2 前項に規定する職のほか、職員の職名については、長井市職員の職の設置に関する規則（昭和40年規則第11号）の定めるところによる。

(処務)

第4条 この規則で定めるもののほか、職員の服務並びに業務及び事務処理について必要な事項は、教育長の承認を得て場長が定める。

(運営委員の職務)

第5条 長井市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、共同調理場の運営に関する重要事項について審議し、場長に助言し又は教育委員会に意見を述べることができる。

- 2 前項の審議を行うため、これに必要な調査、研究を行なう。

(委員)

第6条 運営委員会の委員は、17名以内とし次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小中学校の校長及び教職員
- (2) 小中学校・PTA会長
- (3) 学識経験者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員長及び副委員長)

第7条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は運営委員会を招集し、会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の運営)

第8条 運営委員会の運営に関し、必要な事項は運営委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

— 略 —

附 則 (令和3年3月26日教委規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。